

「(仮称)鶴岡八森山風力発電事業環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、合同会社 JRE 鶴岡八森山が、山形県鶴岡市において、総出力最大 23,800kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、恵まれた風況を活用し、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息及びハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が確認されているほか、当該区域の周辺ではクマタカの複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されていることから、これら鳥類への重大な影響が懸念される。

また、本事業の工事計画は、風力発電設備の設置及び工事用道路の新設・拡幅により大きな改変が行われ、現状計画では土工量が多いものとなっている。特に、その多くが風力発電設備のヤード造成に伴う切土から発生しており、その残土の処理のため更なる地形の改変が行われることから、これらの地形の改変により水環境、生態系等への影響が懸念される。

さらに、本事業者は、本事業に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 59 号）による改正の施行前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 6 条の規定に基づく設備認定を受けており、当該認定を受けた事業内容が現時点での現実的な計画であるとしているが、本準備書に記載する総出力は、その計画を大幅に上回っている。より大きな環境影響を想定して調査・予測・評価する面があるとしても、着実な環境保全措置の実施のためには、実態に即した準備書の作成が重要である。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

(1) 評価書の作成について

本事業者は、本事業に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律による改正の施行前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 6 条の規定に基づく設備認定を受けており、当該認定を受けた事業内容が現時点での現実的な計画であるとしているが、本準備書に記載する総出力は、その計画を大幅に上回っている。

環境影響評価に当たっては、より大きな環境影響を想定して調査・予測・評価する面があるが、的確な環境保全措置の実施のためには、可能な限り実態に即した図書を作成することが重要であることから、評価書の作成に当たっては、実態に即した内容とした上で、調査・予測・評価及びそれに基づく環境保全措置等を適切に評価書に記載すること。

(2) 事後調査等について

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュール、方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

事後調査及び環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息及びハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が確認されているほか、当該区域の周辺ではクマタカの複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されていることから、これら鳥類への重大な影響が懸念される。このため、本事業による重要な鳥類に対する影響を回避・低減する観点から、営巣中心域に風力発電設備が含まれる場合は、専門家の助言を踏まえ、ブレード塗装又はシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。また、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、バードストライクに関する事後調査を実施するとともに、バードストライクが確認される等、希少猛禽類及び渡り鳥等の重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働制限等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置、損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 地形の改変に係る環境影響

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置及び工事用道路の新設・拡幅により大きな改変が行われ、現状計画では土工量が多いものとなっている。特に、その多くが風力発電設備のヤード造成に伴う切土から発生しており、その残土の処理のため更なる地形の改変が行われる。これらの地形の改変により水環境、生態系等への影響が懸念されることから、風力発電設備のヤードの設置高の見直しや擁壁等の構造物の活用等により切土量、盛土量の最小化を図り、可能な限り地形の改変を抑制すること。